

## 平成28年度 第6回人事委員会 会議結果

### 1 開催日時

平成28年7月6日(水) 午前10時5分～11時

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

【人事委員】	委員長	曾我紀厚		
	委員	中原都		
	委員	上田博久		
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明
	係長	湯ノ口修		
【傍聴者】	なし			

### 4 議題

- 議案第1号 平成28年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 平成28年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 職員の採用選考について
- 議案第4号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について
- 報告第1号 職員からの苦情相談について(事案番号28年-2号)

### 5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号及び報告第1号は非公開、議案第4号は公開とすることについて全員の合意を得た。

### 6 議事

◇議案第1号及び議案第2号

平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定及び平成28年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県警察本部から労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定に基づき宿日直勤務の申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可しようとするもの。

1 申請内容

(1) 運転免許課（東部地区運転免許センター）

平成28年7月16日に移転（鳥取市千代水2丁目地内→鳥取市吉方温泉地内）予定の東部地区運転免許センターについて、現庁舎で行っている宿日直勤務と同様の勤務を新庁舎においても行うもの。（事業所在地の変更に伴う申請）

(2) 交通機動隊

現在、交通機動隊は東部地区運転免許センターの現庁舎に所在しており、運転免許課（東部地区運転免許センター）の宿日直勤務体制の中で一体的に宿日直勤務を行っているが、東部地区運転免許センターの移転に伴い、交通機動隊関係の宿日直勤務のみを独立して行うもの。

2 許可の要件

労働基準法施行規則第23条に基づく断続的な宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿日直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿日直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

① 運転免許課（東部地区運転免許センター）

事件・事故捜査に関し、必要に応じて運転免許に関する照会対応を行うほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

② 交通機動隊

交通機動隊が検挙した交通違反者について庁舎内で事情聴取等を行う事案が発生した場合に、必要に応じて各種照会などの補助業務を行うほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

宿直 午後5時15分～翌日午前8時30分

日直 午前8時30分～午後5時15分

(2) 宿日直手当

いずれも宿日直手当に関する規則に定める宿日直手当（1回あたり7,200円）を支給することとしている。

○警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務にかかる宿日直手当の額・・・7,200円。

《根拠規定》

職員の給与に関する条例第16条の2

宿日直手当に関する規則第2条、第3条

職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第1項

(3) 宿日直の回数

いずれも、一人あたりの回数は、宿直が週1回未満、日直が月1回未満であり、基準を満たしている。

事業所名	宿直	日直	対象職員
運転免許課	週1回以内 (0.5回未満)	月1回以内 (0.5回未満)	宿直34名(2名/回) 日直42名(2名/回)
交通機動隊	週1回以内 (0.5回未満)	月1回以内 (0.6回未満)	宿直15名(1名/回) 日直15名(1名/回)

※ 宿直は毎日、日直は週休日等のみ。

(4) 睡眠設備の設置

いずれも当直室（運転免許課は5.6㎡、交通機動隊は和室6畳間＝約10㎡）に寝具、冷暖房設備があり、相当の睡眠設備があると認められる。

◇報告第1号

職員からの苦情相談（事案番号28年-2号）について、事務局が説明した。

7 次回人事委員会の開催

平成28年7月15日（金）午後4時から開催することとした。